

Action 2026

春季  
季

はたらくのそばで、  
ともに歩む

連合

# 生活闘争

SDGs

Sustainable Development Goals



GOAL

203050

## ジェンダー平等の実現



連合Action2026  
春季生活闘争

職場を  
点検しよう！

チェックリストもあるよ



連合  
JTUC-RENGO

## 女性活躍推進

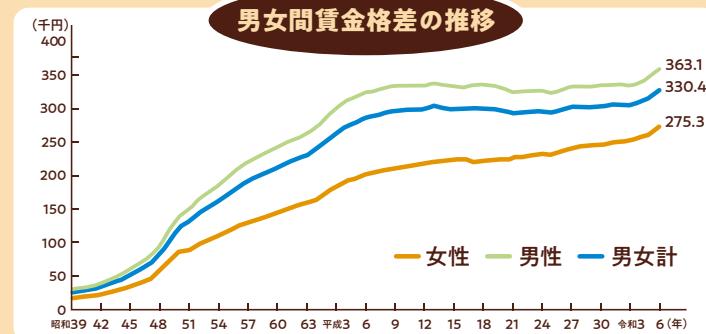
常時雇用する労働者が101人以上の企業は、「事業主行動計画」の策定と公表が義務づけられています。状況把握・分析、格差是正に取り組みましょう。

- 企業規模にかかわらず、すべての職場において「事業主行動計画」の策定を働きかけましょう。
- 内容の検討にあたっては、労使で取り組みましょう。
- 職場の女性活躍に関する状況の把握・分析を行って、目標や取り組み内容を設定しましょう。



2026年4月1日に改正女性活躍推進法が施行され、常時雇用する労働者の数が101人以上の企業に「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の情報公表が義務づけられます。男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表にあたっては、事業主に対し「説明欄」の記載を働きかけましょう。

- 男女別の賃金分布を「見える化」し、賃金格差につながる要因を分析しましょう。
- 要因分析により課題を把握し、積極的な是正措置(ポジティブ・アクション)をはかりましょう。
- 「男女間賃金差異」および「女性管理職比率」の情報公表にあたっては「説明欄」を活用し、改善に向けた自社の取り組み等を記載しましょう。
- 生活関連手当などの手当が間接差別にあたらぬか確認しましょう。



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」





## ワーク・ライフ・バランス

2025年4月1日・10月1日に改正育児・介護休業法が二段階で施行され、子どもの年齢に応じて柔軟な働き方を実現できるよう、**両立支援制度が拡充**されました。改正内容の周知と点検活動を行いましょう。

- 改正育児・介護休業法で定める法改正の内容が、労働協約などへ反映されているか点検しましょう。
- 法を上回る取り組みとして、事業主が3つ以上の選択肢を提示するように、労働者は2つ以上の組み合わせを選択できるように、労使で協議しましょう。
- 現在利用できる制度は、引き続き選択肢として提示されるよう労使で協議しましょう。
- フルタイム勤務者のみならず、短時間勤務者も利用できるようにしましょう。

2025年10月改正

3歳～小学校入学



3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関し、事業主は5つのうちから2つ以上の措置を講じ、労働者はその中から1つ選択して利用できます。

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援  
休暇の付与
- ⑤短時間勤務制度



フルタイムでの  
柔軟な働き方！

さらに、子に障がいがある場合や医療的ケアを必要とする場合、ひとり親家庭などに対し、各種制度の「利用可能期間の延長」「付与日数」などに配慮をすることが望ましいとされています。



## ハラスメント

2026年10月1日に改正労働施策総合推進法等が施行され、**カスター・ハラスメントおよび求職者などに対するセクシュアル・ハラスメント**が、パワー・ハラスメントなどと共に、防止に向け事業主が講すべき「**雇用管理上の措置義務**」となります。あらゆるハラスメントの根絶に向け、職場で適切な対応がなされているか点検しましょう。

- 職場のハラスメントの現状を把握し、労働協約・就業規則にハラスメント対策が明記されているか確認しましょう。
- ハラスメント対策強化の法改正が、労働協約・就業規則などに反映されるよう、労使協議を行いましょう。
- 連合の「ハラスメント対策ガイドライン」にもとづき、法違反がないかなどの点検活動を行いましょう。
- 求職者に対するハラスメント含め、あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組みを事業主に働きかけましょう。
- ハラスメントの対応として、防止措置の実行性が担保されているか検証しましょう。
- いわゆるカミングアウトの禁止や強要・強制含む、SOGIに対するハラスメント対策が行われているか点検しましょう。

### 雇用管理上の措置が必要なハラスメント

#### ◎パワー・ハラスメント



#### ◎セクシュアル・ハラスメント



#### ◎マタニティ・ハラスメント



#### ◎ケア・ハラスメント



#### ◎カスター・ハラスメント\*



#### ◎求職者などに対する セクシュアル・ハラスメント\*



\*防止措置が新たに追加されました。

連合についてもっと知るにはこちら



連合HP



Instagram



LINE



X

## Action 2026 春季生活闘争

発行者：日本労働組合総連合会（連合） 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-2-11 TEL : 03-5295-0515 FAX : 03-5295-0549 発行：2025年12月